

令和4年度森林計画担当者会議

# 伐採造林届出制度について

森林政策課 森林計画係

令和5年2月14日

# 伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用見直し

## 令和4年3月の主な改正内容（適用：令和4年4月1日）

- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出書の様式の改正
- ・ 伐採後の状況報告が設けられたことに伴う所要の改正
- ・ 主伐の届出において、集材の方法が確認できる書類等の添付を求め、確認することを記載 等

## 令和4年12月の主な改正内容（適用：令和5年4月1日）

- ・ 届出書の提出に当たって添付が必要な書類を森林法施行規則に位置付けたことに伴う所要の改正

# 伐採後の状況報告について（令和4年3月改正）

届出書に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、森林法10条の8第2項の規定に定める状況報告の対象となります。

状況報告書	適用日
伐採後の造林に係る森林の状況報告書	平成29年4月1日以降に提出された届出書から適用
伐採に係る森林の状況報告書	令和4年4月1日以降に提出された届出書から適用

## 状況報告書の提出の要否

伐採等の種類	伐採の状況報告書	造林の状況報告書
間伐の場合	不要	不要
森林以外の用途へ転用する場合	必要	不要
木安法第4条第5項に規定する認定事業計画に基づく場合	必要	必要
間伐等特措法に規定する認定特定植栽事業計画に基づく場合	必要（様式に留意）	必要（様式に留意）

# 伐採造林届の添付書類の統一（令和4年12月改正）

令和4年9月30日の森林法施行規則の改正により、令和5年4月1日から伐採造林届の添付書類については、統一的な運用に見直しされます。書類の添付は義務となりますので、該当する場合は必ず添付をお願いします。

森林法施行規則	添付書類	主な内容
第9条第3項第1号	森林の位置図・区域図	位置及び伐採区域がわかる図面
第9条第3項第2号	届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類の写し 法人：法人の登記事項証明書の写しなど
第9条第3項第3号	他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)	他法令の許認可が必要な場合に、申請状況が分かる書類や許可書の写しなど
第9条第3項第4号	土地の登記事項証明書等	届出者に土地所有権又は造林権原があることがわかる書類
第9条第3項第5号	伐採の権原関係書類 (届出者が土地所有者でない場合)	立木の売買契約書など権原を有することがわかる書類
第9条第3項第6号	接続森林との境界関係書類	隣接森林所有者との確認状況がわかる書類
第9条第3項第7号	市町村長が必要と認める書類	伐採及び集材に関するチェックリスト、関係者との協議書、市町村条例などに定める書類

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ①（令和4年12月改正）

### 森林の位置図・区域図（規則第9条第3項第1号）

届出者自ら森林の位置図及び区域図を作成することが困難な場合には、必要に応じて森林計画図等を用いて森林の位置図及び区域図の作成の支援に努めてください。

森林の位置図	届出の対象となる位置を特定できる図面（縮尺は位置が特定できるものであれば任意）。
森林の区域図	森林計画図、不動産登記法第14条第1項に規定する地図、空中写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面（実測は要しない。また、縮尺は区域が特定できるものであれば任意）。
	区域図により森林の位置が特定できる場合は、位置図を兼ねることが可能。
	搬出計画図が添付されており、区域の外縁がわかる場合は代替できる。

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ②（令和4年12月改正）

### 届出者の確認書類（規則第9条第3項第2号）

法人	登記事項証明書、法人番号を記した書類、法人の名称及び所在地がわかる書類等やその写しが該当
	登記事項証明書以外の書類が添付された場合は、記載された情報により国税庁の法人番号公表サイトで存在を確認
	法人の職員が窓口を訪れた場合は、原則、従業員証等により当該法人の職員であることを確認
法人でない団体	代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が該当
	規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを有していない団体があることも想定されるので、そのような場合は、団体の代表者が個人名義で届出を行う。
個人	住民票、個人番号（マイナンバー）カード（表面）、運転免許証、健康保険証等の写しが該当

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ③（令和4年12月改正）

### 他法令の許認可関係書類（規則第9条第3項第3号） （該当する場合のみ）

届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類

	許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類とし、様式は任意（マニュアルに記載例あり）
申請中（又は申請前）	届出の提出時点で許認可の申請中（又は申請前）の場合は、届出書の伐採の期間に「〇年〇月〇日～△年△月△日（許認可のあった日以降、伐採に着手）」と記載させ、許認可後に伐採が行われるよう指導
許可済み	当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写し

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ④（令和4年12月改正）

### 土地の登記事項証明書等（規則第9条第3項第4号）

土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報サービスから取得した登記情報（照会番号があるもの）を記した書類、伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃貸契約書等やその写しが該当

届出者と林地台帳等の土地の所有者が同一の者の場合

「森林法施行規則第9条第3項第4号に掲げる書類は〇〇〇〇（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書）のとおり」と記載した書類の添付により代替できる。（マニュアルに記載例あり）

口頭契約等により契約書が存在しない場合等

森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面を添付（マニュアルに記載例あり）

添付書類の森林の土地の所有者情報と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者情報が異なる場合

所有者が変更となった経緯がわかる資料の提出を求め、現在の所有者を確認。また、森林の土地の所有者となった旨の届出又は国土利用計画法第23条第1項の届出を行うよう指導

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ⑤ (令和4年12月改正)

### 伐採の権原関係書類 (規則第9条第3項第5号)

(届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合)

**立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写しが該当**

口頭契約で立木売買契約が締結されたため書類が存在しない場合

累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合

伐採権原に関する状況を記載した書面を添付 (マニュアルに記載例あり)

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ⑥（令和4年12月改正）

### 隣接森林との境界関係書類（規則第9条第3項第6号）

届出の区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者の現地立会写真等が該当し、様式は任意。（マニュアルに記載例あり）

境界確認の書類については、届出区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、所有権等の権利関係を市町村が定めるものではないことから、境界に係る争いについては、届出者の責任において対応することと記載されることが望ましい。

以下のいずれかに該当する場合は添付を省略できる。（規則9条第4項第1号～3号）

1号 単木的な伐採など境界に隣接しない場合

2号 境界杭などにより境界が明らかな場合

3号 誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合

**ただし、届出者が過去3年の間に伐採に係る指導、勧告又は命令を受けていた場合は、添付の省略は認められない。**

## 添付書類の具体例及び運用上の留意事項 ⑦（令和4年12月改正）

### 市町村長が必要と認める書類（規則第9条第3項第7号）

地域の実情に応じて市町村が添付を求める書類であり、地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書等を想定。

市町村長が必要と認める書類を示す方法として、市町村の条例、規則のほか、市町村長の決裁が必要となる行政文書において、必要と認める書類を具体的に規定することで、添付を義務付けることとなります。

伐採及び集材に係るチェックリストや搬出計画図、転用を目的とした伐採については、実測図を求めること等が有効と考えられる。

他法令に基づく許可その他の処分によらず届出により行われる場合もあるため、手続きが適切に行われていることを判断するために他法令に基づく届出の状況を説明する書類の添付を求めることも有効。

※3号の他法令の許認可関係書類は「免許、許可、認可その他の処分」が該当し、他法令の「届出」は該当しないので、7号で位置付けることが有効です。

# 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為について

林地開発許可制度において、太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については令和5年4月1日以降、**許可対象面積が0.5ヘクタール**となります。

令和4年度中に伐採届出書が提出された場合、当該届出書に記載された転用後の目的が太陽光発電設備の設置で、その面積が0.5ヘクタールを超える場合には、届出者に対して、伐採届出書の「転用後の目的」に開発行為の着手日についても記載するよう指導してください。**(土地の形質変更の開始が令和5年4月1日以降の場合は、林地開発許可の対象となります。)**

## ケース1

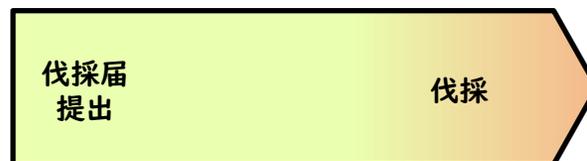
太陽光発電設備  
(開発面積が1ha以下)



**林地開発許可  
対象外**

## ケース2

太陽光発電設備  
(開発面積が0.5ha超  
1ha以下)



**林地開発許可  
が必要**

令和5年4月1日